2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成八年十月二十二日農林水産省告示第千六百八十八号（一及び三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市佐嚢字王呂一二二の七・一二二の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二二の二、一二二の六、一二二の八、一二二の一一、一二二の一四

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

二　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字王呂一二二の六・一二二の七・一二二の一〇・一二二の一一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市佐嚢字村坂一〇六の八・一〇六の九・一〇六の一〇・字奥ヒシロ一一三の二・一一五の二・字金ヤガ谷三一一〇・字玉ノ谷三一一二の七・一二二の一〇（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、字王呂一二二の九、一二二の一二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

二　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字村坂一〇六の八・一〇六の九・一〇六の一〇・字奥ヒシロ一一三の二・字金ヤガ谷三一一〇・字玉ノ谷三一一二の一・字王呂一二二の七・一二二の一〇（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金ヤガ谷三一一〇・字王呂一二二の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県足柄上郡山北町山北字板橋三四三一の一、字太鼓石三七〇一の一、字長岩三八六七、三八六八の一、字坊主松三八七三、字大安戸三八八五の三、三八八六の二、三八八六の三、三八九〇、字中安場三八九一、三八九八、三八九九、字荏畑三九〇八、三九一二の一、三九一四から三九一六まで、向原字上ノ台九九四、字漆名久保三六三七の一、三六三八の二、字横道三七七七、字大人場三八三二、字手代尾三八七〇、字片倉三八九七の二、三八九九の一、字金堀沢三九七〇の一、三九七〇の二、三九七〇の四、三九七一の一、三九七一の二、三九七九の二、字二俣沢四〇一九の一、字浜井場四一四九の二、四一五〇、四一五一、字東芦ケ久保四三三五の二、字中山四二六八、字村雨山四三一一の二、四三三〇、四三三一、四三三二の二、四三三三、四三三五の二、岸字長畑三八七一の一、三八七七、字漆ケ窪三八八六のロ、字大野三九〇七の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字太鼓石三七〇一の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百九十六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年九月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年九月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名
409221	田中　秀和
409222	香川　秀樹
409223	菅原　寛人
409224	松下　和永
409225	出口　淳
409226	藤本　健
409227	横山眞由美
409228	相馬　裕晃
409229	荒田　一郎
409230	石原　良樹
409231	福留　誠
409232	坂本　淳
409233	長久保隆晴
409234	杉浦　実幸
409235	賀茂　淳一
409236	明川　幸司
409237	小西　英一
409238	上江　誠
409239	三宅　秀晃
409240	日景　聡
409241	石割　良夫
409242	菅原　拓哉
409243	宮原　一東
409244	伊原　英一
409245	藤本　隆
409246	小野　高幸
409247	関田　智和
409248	萩尾　亮典
409249	家原　和孝
409250	川嵜　一夫
409251	鈴木　博人
409252	朝長健太郎
409253	山田　貴弘
409254	梅谷　順
409255	馬屋原　悟
409256	北川　雅敏
409257	市原　義文
409258	田中　浩二
409259	作田　和豊
409260	森岡　直人
409261	三ツ山尚隆
409262	田中　信彰
409263	説田　巧
409264	野崎　賢
409265	山口　尚彦
409266	山本　浩之
409267	米山　伸郎
409268	深代　猛
409269	齊藤　拓
409270	左座　清隆
409271	本田　貴久
409272	石井伸一郎
409273	崎間　顕
409274	小川　賢司
409275	西垣　聡
409276	吉田　卓司
409277	市川　貴章
409278	板垣　哲二
409279	尾首越雅文
409280	佐藤　真功